

# [設置業者様向け参考資料]

## 関川村合併処理浄化槽設置整備事業

～補助金交付申請から補助金の請求まで～

(目次)

| No. | 項 目                           | 頁      |
|-----|-------------------------------|--------|
| 1.  | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（記載例）    | 1 ページ  |
| 2.  | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書添付書類確認表  | 2 ページ  |
| 3.  | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（記載例）  | 3 ページ  |
| 4.  | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（記載例） | 4 ページ  |
| 5.  | 合併処理浄化槽設置整備事業変更等承認申請書（記載例）    | 5 ページ  |
| 6.  | 合併処理浄化槽設置整備事業変更等（不）承認通知書（記載例） | 6 ページ  |
| 7.  | 合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（記載例）       | 7 ページ  |
| 8.  | 合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書添付書類確認表     | 8 ページ  |
| 9.  | 施工時の留意点及び写真の撮影方法（別紙1）         | 9 ページ  |
| 10. | チェックリスト様式（別紙2）                | 16 ページ |
| 11. | チェックリスト判定要領                   | 17 ページ |
| 12. | 合併処理浄化槽補助金交付額確定通知書（記載例）       | 20 ページ |
| 13. | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（記載例）    | 21 ページ |

(注意)

※村長に提出する文書はNo.1. 2. 5. 7. 8. 9. 10. 11 のみ。

※設置希望者がいらっしゃいましたら、書類作成前に住民税務課と協議してください。

※書類作成は請負業者が申請者に代わって作成して住民税務課に提出して下さい。

※補助金申請の概要

①浄化槽法第5条第1項に規定する浄化槽設置届提出

↓（審査期間経過後）

②合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（第1号様式）提出

↓（事業内容に変更が生じた場合）

③合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）

③合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）

↓（事業内容に変更が生じた場合）

④合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（第4号様式）提出

⑤合併処理浄化槽設置整備事業変更（不）承認書（第5号様式）

↓

⑥合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（第6号様式）

⑦合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）

⑧合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（第8号様式）

⑨補助金交付（口座振り込み）⇒事業完了。

関川村役場住民税務課 住民環境班

(TEL) 0254-64-1471 (FAX) 0254-64-0505

記載例 (申請者が村に提出する文書)

第1号様式(第6条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

関川村長 様

※申請時点の住所を記載

申請者 住所 関川村大字下関〇〇〇 番地  
(設置者) 氏名 関 川 太 郎



※申請者の自署による。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

令和〇〇年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、関川村合併処理浄化槽設置整備事業補助交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金を申請します。

記

|                        |                                  |                                                                    |                                                                    |        |
|------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 交 付 申 請 額            | 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円                  |                                                                    |                                                                    |        |
| 2 設 置 場 所              | 関川村大字 下関××× 番地                   |                                                                    |                                                                    |        |
|                        | 所有区分                             | 自地 <input checked="" type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> | 自家 <input checked="" type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> |        |
| 3 使 用 者                | (住所)関川村大字 下関××× 番地<br>氏名 関 川 太 郎 |                                                                    |                                                                    |        |
| 4 浄 化 槽 の 形 式          | 名称                               | 〇〇〇〇〇〇<br>△△△△△                                                    | 認定番号                                                               | □□□□□□ |
| 5 浄 化 槽 の 人 槽          | 10 人槽                            |                                                                    | 家族数                                                                | 5 人    |
| 6 住 宅 の 種 類<br>及 び 面 積 | 1.住宅 2.店舗等併用住宅 3.その他( )          |                                                                    |                                                                    |        |
|                        | 居住部分の床面積 150 m <sup>2</sup>      |                                                                    | 延床面積 250 m <sup>2</sup>                                            |        |
| 7 着 工 予 定 年 月 日        | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                      |                                                                    |                                                                    |        |
| 8 完 了 予 定 年 月 日        | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                      |                                                                    |                                                                    |        |
| 9 添 付 資 料              | 別紙のとおり。                          |                                                                    |                                                                    |        |

(注1) 3 の名称欄には、メーカー名と機種名を記入する。認定番号欄は浄化槽の認定された番号を記入。

○合併処理浄化槽設置整備事業

補助金交付申請書添付書類確認表

| No. | 添 付 書 類                                            | 確認欄                      |
|-----|----------------------------------------------------|--------------------------|
| 1   | 本表「合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書添付書類確認表」                   | <input type="checkbox"/> |
| 2   | 現地案内図(住宅地図等)                                       | <input type="checkbox"/> |
| 3   | 浄化槽の仕様書及び設計計算書                                     | <input type="checkbox"/> |
| 4   | 浄化槽の平面図・断面図                                        | <input type="checkbox"/> |
| 5   | 浄化槽の配管平面図・縦断図                                      | <input type="checkbox"/> |
| 6   | 浄化槽の配管系統図                                          | <input type="checkbox"/> |
| 7   | 浄化槽の設置位置図 ※敷地境界含む                                  | <input type="checkbox"/> |
| 8   | 住宅の平面図 ※面積が計算されたもの                                 | <input type="checkbox"/> |
| 9   | 設置者と施工業者の工事契約書の写し                                  | <input type="checkbox"/> |
| 10  | 施工業者の見積書の写し<br>※契約した工事費の内、補助対象経費が分かるもの             | <input type="checkbox"/> |
| 11  | 保健所へ提出した浄化槽設置届書の写し<br>※浄化槽法第5条第1項の審査期間を経過したもの      | <input type="checkbox"/> |
| 12  | 浄化槽メーカーの登録浄化槽管理票（C票）                               | <input type="checkbox"/> |
| 13  | 浄化槽メーカーの保証登録証（市町村用）                                | <input type="checkbox"/> |
| 14  | 放流先水路管理者からの許可等                                     | <input type="checkbox"/> |
| 15  | 村税等の納税証明書<br>※納税状況等を確認することに関する承諾書をもってこれに代えることができる。 | <input type="checkbox"/> |
| 16  | その他（ ）                                             | <input type="checkbox"/> |

第2号様式（第8条関係）

住 第 ○ ○ ○ ○ 号  
令和○○年○○月○○日

関川村大字下関○○○番地  
関 川 太 郎 様

関川村長

合併浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

令和○○年○○月○○日付けで申請のあった関川村合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 ○,○○○, ○○○円
- 2 交付条件は、次のとおりとする。
  - （1）補助対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書及び添付書類記載のとおりであること。
  - （2）補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。
    - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
    - イ 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき。
  - （3）補助対象者は補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を村長に報告し、その指示を受けなければならない。
  - （4）当該補助事業は、関川村補助金交付規則及び関川村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

記載例（村長が設置申請者に通知する文書）  
（申請に適さなかった場合のみ村から通知）

第3号様式（第8条関係）

住 第 ○ ○ ○ ○ 号  
令和○○年○○月○○日

関川村大字下関○○○番地  
関 川 太 郎 様

関川村長

### 合併浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

令和○○年○○月○○日付けで交付申請のあった、合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

#### 記

（理由）

- ・ 申請の合併処理浄化槽は認定解除の機種であるため。

記載例（当初の計画を変更する場合に補助対象者が村長に提出する文書）

第4号様式（第9条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

関川村長 様

※申請時点の住所を記載

申請者 住所 関川村大字下関〇〇〇 番地  
(設置者) 氏名 関 川 太 郎 印

※申請者の自署による。

合併浄化槽設置整備事業変更等承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇〇〇号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業について、下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 補助金申請内容の変更

2 補助事業の中止

都合により中止します。

3 補助事業の廃止

4 補助決定者

5 その他（

）

（理由） 当初トイレのみ水洗化改築予定が、令和〇〇年度に家を新築にすることになり、計画を先送りするため。

記載例（村長が設置申請者に通知する文書）  
（変更承認申請書に対する村からの回答）

第5号様式（第9条関係）

住 第 ○ ○ ○ ○ 号  
令和○○年○○月○○日

関川村大字下関○○○番地  
関 川 太 郎 様

関川村長

### 合併処理浄化槽設置整備事業変更等（不）承認通知書

令和○○年○○月○○日付で変更申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

#### 記

1. 決定事項 承認

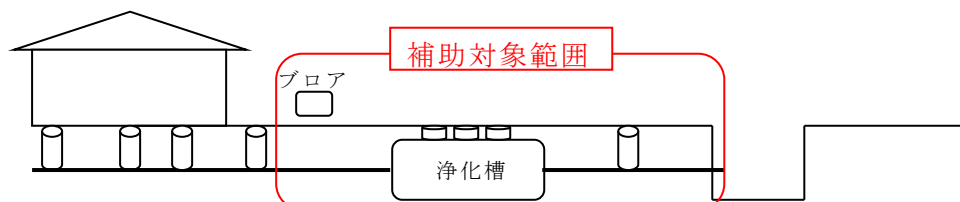
2. （不）承認内容

浄化槽の変更：当 初：○○○○ △△△△ 5人槽  
変更後：□□□□ ×××× 5人槽

3. その他

不承認の場合は理由を記載。

（注）補助対象は、ブローを含む合併浄化槽本体と放流管の設置に要する費用です。



記載例（補助対象者が村長に提出する文書）

第6号様式（第10条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

関川村長 様

申請者 住所 関川村大字下関〇〇〇 番地  
(設置者) 氏名 関 川 太 郎 印

### 合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け住第〇〇〇〇号で補助金の交付決定のあった合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 補助金交付決定額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 事業完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 添付資料 別紙「実績報告添付資料確認表」のとおり。



○合併処理浄化槽設置整備事業

実績報告添付書類確認表

| No. | 添 付 書 類                                                                      | 確認欄                      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1   | 本表「実績報告添付書類確認表」                                                              | <input type="checkbox"/> |
| 2   | 現地案内図（住宅地図等）                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 3   | 浄化槽の仕様書及び設計計算書                                                               | <input type="checkbox"/> |
| 4   | 浄化槽の平面図・断面図                                                                  | <input type="checkbox"/> |
| 5   | 浄化槽の配管平面図・縦断図                                                                | <input type="checkbox"/> |
| 6   | 浄化槽の配管系統図                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| 7   | 浄化槽の設置位置図 ※敷地境界含む                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 8   | 浄化槽設置工事及び竣工写真<br>※説明文を記すこと（別紙 1 参照）                                          | <input type="checkbox"/> |
| 9   | 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し<br>（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類。） | <input type="checkbox"/> |
| 10  | 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し<br>（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類。）   | <input type="checkbox"/> |
| 11  | 浄化槽法定検査依頼書の写し                                                                | <input type="checkbox"/> |
| 12  | 浄化槽設置にかかる工事請負費の領収書の写し                                                        | <input type="checkbox"/> |
| 13  | 浄化槽設置工事完了後のチェックリスト（別紙 2）                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 14  | その他（ ）                                                                       | <input type="checkbox"/> |

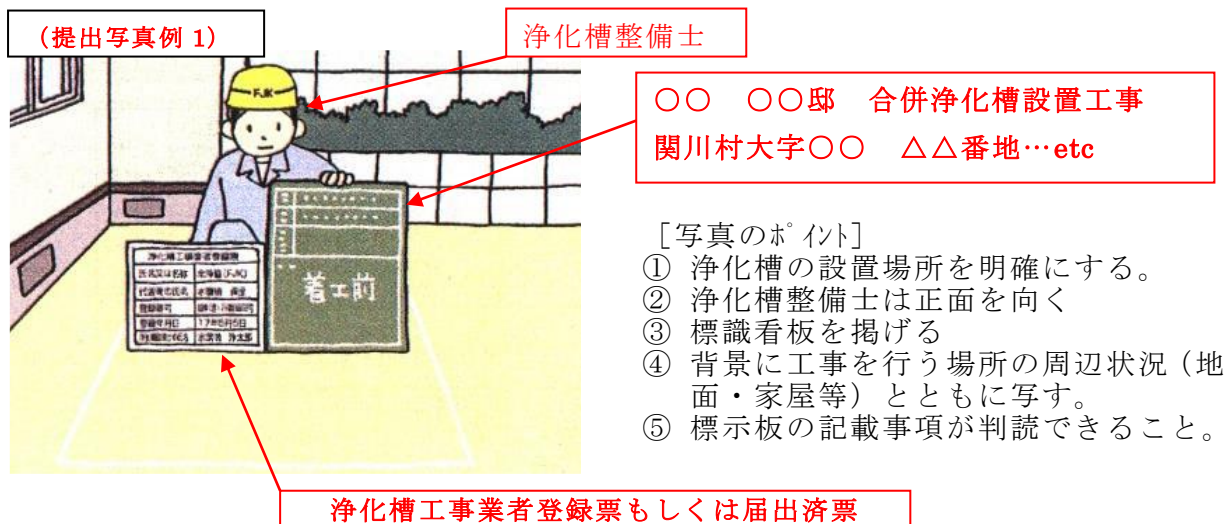
[別紙 1]

合併浄化槽設置整備事業の施工時の留意点及び写真の撮影方法

以下の事項を守り施工するとともに写真を撮影し、実績報告書に添付すること。

[施工条件及び工事写真撮影方法]

1. 工事用アルバムは、A4版（縦）とする。
2. 写真撮影は、黒板を使い撮影年月日を記入し、鮮明に写す。
3. 浄化槽整備士が実地で監督すること。
4. 着工前の写真は、必ず浄化槽の位置を明確にした丁張りをかけて撮影する。
5. 掘削着手の位置、全景写真を必ず撮影する。



|           |             |          |
|-----------|-------------|----------|
| 浄化槽工事業登録票 |             | 25 cm 以上 |
| 氏名又は名称    | 株式会社 〇〇〇〇   |          |
| 代表者の氏名    | 代表取締役 △△ △△ |          |
| 登録番号      | 知事（登〇） 第 号  |          |
| 登録年月日     | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |          |
| 浄化槽整備士の氏名 | □□ □□       |          |

[浄化槽法第 30 条] 別記様式第 8 号（第 9 条）

|            |              |          |
|------------|--------------|----------|
| 浄化槽工事業届出済票 |              | 25 cm 以上 |
| 氏名又は名称     | 株式会社 〇〇〇〇    |          |
| 代表者の氏名     | 代表取締役 △△ △△  |          |
| 届出番号       | 知事（登〇） 第 〇〇号 |          |
| 届出年月日      | 令和〇〇年〇〇月〇〇日  |          |
| 浄化槽整備士の氏名  | □□ □□        |          |

[浄化槽法第 30 条第 2 項] 別記様式第 9 号（第 9 条）

6. 浄化槽の設置位置を決定するため、地縄張りを行い浄化槽のレベル、位置、方向及び中心線を設定し、必要な箇所に杭を打って遣り方を出す。

(提出写真例 2)



[写真のポイント]

- ① 標識看板を掲げる。
- ② 背景に工事を行う場所の周辺状況（地面、家屋等ともに写す。）

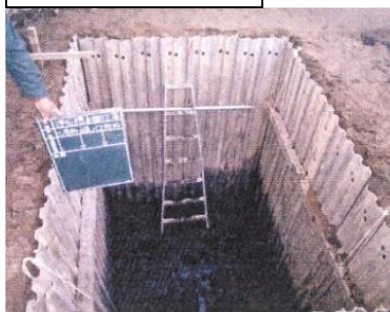
7. 掘削状況の写真を撮影するとともに、深さ 1.5m 以上の掘削については、崩落防止の対策（土留め）を講じた写真を撮影すること。【建築基準法施工例第 136 条の 3 第 4 項参照）

(提出写真例 3)



床付の完了状況を示す写真。

(提出写真例 4)



土留め状況を示す写真。  
※地盤が崩落の恐れのない岩の場合を除き設置すること。

【写真のポイント】

工事場所・工程を示した標識・スケール等による床付け深さが分かるよう検尺の状況も写す。

【参考】労働安全衛生規則 第 356 条（掘削面の勾配の基準）

・前提条件：深さ 2m 未満を除く

(掘削面のこう配の基準)

第 356 条 事業者は、手掘り(パワー・ショベル、トラクター・ショベル等の掘削機械を用いないで行なう掘削の方法をいう。以下次条において同じ。)により地山(崩壊又は岩石の落下の原因となるき裂がない岩盤からなる地山、砂からなる地山及び発破等により崩壊しやすい状態になっている地山を除く。以下この条において同じ。)の掘削の作業を行なうときは、掘削面(掘削面に奥行きが2メートル以上の水平な段があるときは、当該段により区切られるそれぞれの掘削面をいう。以下同じ。)のこう配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。

| 地山の種類                        | 掘削面の高さ（単位：m） | 掘削面の勾配（単位：度） |
|------------------------------|--------------|--------------|
| 岩盤又は堅い粘土からなる地山<br>(N値8以上の地山) | 5 未満         | 90           |
|                              | 5 以上         | 75           |
| その他の地山                       | 2 以上         | 90           |
|                              | 5 未満         | 75           |
|                              | 5 以上         | 60           |

※参考：砂山からなる地山では、35度以下または5m未満

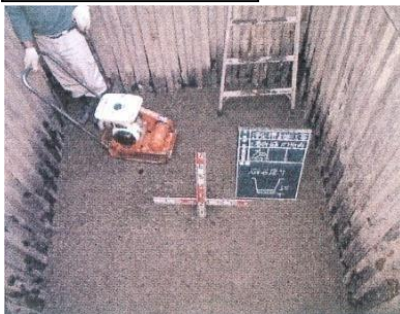
【N値（標準貫入試験値）】

・N値とは、標準貫入試験（JIS A 1219）によって求められる地盤の強度等を求める値をいう。  
・地盤の強さを現地でありのままに測定するため標準貫入試験が行われる。これはボーリング孔を利用し、ロッド（鋼製の棒）の先に直径5.1cm、長さ81cmの中空円筒形試験採取器をつけたものを、重さ63.5kgのハンマーで75cmの高さから自由落下させ、地盤に30cm打ち込むのに要する打撃回数（N値）を測定して地盤の硬軟を調べる試験である。

8. 基礎、(床付) 栗石、山砂転圧状況は以下の事項を遵守する。

- ・掘削時に湧水があれば、コンクリート打ち込み前に排水する。
- ・砕石・栗石・コンクリート厚等確認 (スケールが読めるように撮影する。)

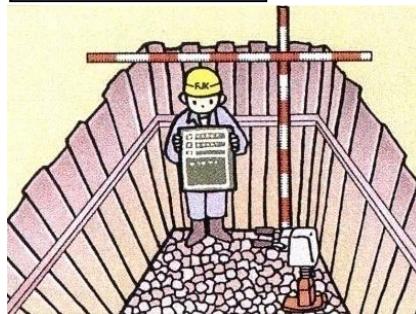
(提出写真例 5)



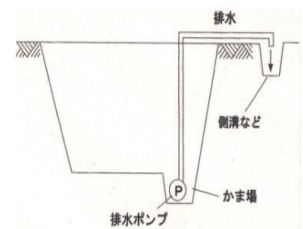
【写真のポイント】

栗石地業でランマ等機材を使用し転圧作業を行っているところを写す。

(提出写真例 6)

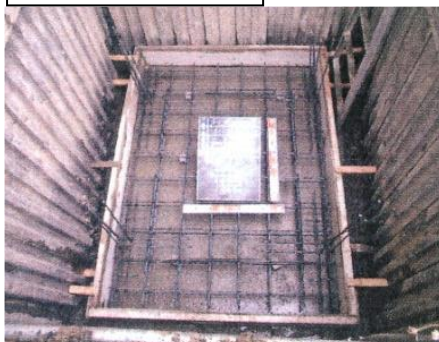


湧水がある場合  
水替え工法施工例



- ・コンクリート打設時に厚さが確認できるように中間時で撮影すること。
- ・底版コンクリートは、型枠をあてて打設すること。
- ・底版コンクリートの大きさは、浄化槽外形寸法以上とすること。
- ・鉄筋配置には必ずスペーサーを設置すること。

(提出写真例 7)



【写真のポイント】

・配筋工、ピッチ状況が確認できるように撮影すること。

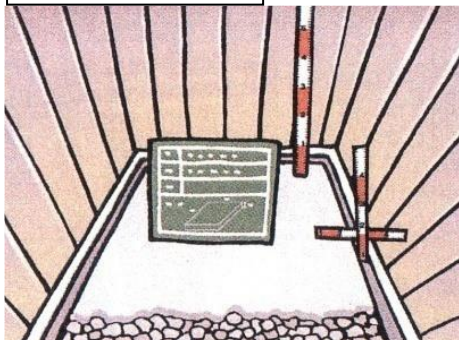
(提出写真例 8)



【写真のポイント】

配筋ピッチが分かること。

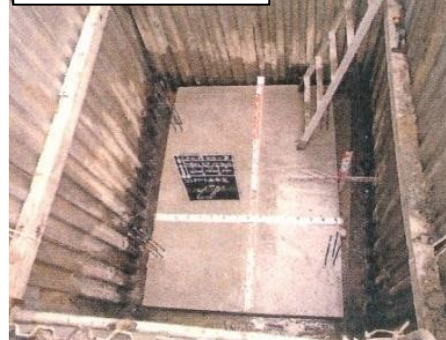
(提出写真例 9)



【写真のポイント】

底盤 Co 寸法を記載すること。

(提出写真例 10)



【写真のポイント】

底盤 CO の寸法を検尺。



## 9. 浄化槽の据付

- ・据付前に本体容器、メーカー名が確認できるように撮影すること。

(提出写真例 11)



【写真のポイント】  
現場での浄化槽本体の搬入状況、及び本体に明記されているメーカー・形式・人槽が判読できる写真を写す。

(提出写真例 12)



埋戻し前に水張りを行う。  
ホースを写す  
  
据付状況写真（水張り）

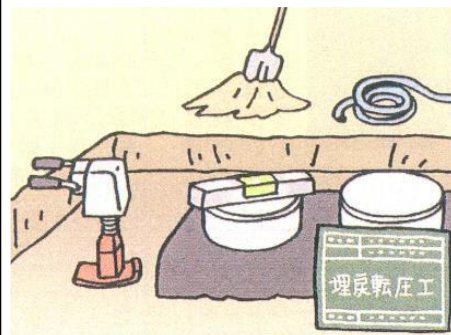
- ・埋戻しは必ず山砂を使っている写真を撮影すること。

### 【写真のポイント】

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋戻しの作業を行っている事が分かる写真を残す。そのためには、以下の道具が写っていることが必要です。

- ア. 本体の水平を確認するための水平器  
これに代えて、水準目安線や越流ぜき、流入、放流、移流管の状況を浄化槽整備士が確認していることを写した別の写真でも良い。
- イ. 埋め戻しの高さを示すスケール。
- ウ. 水張り及び水締め用ホース
- エ. つき固め器具（つき棒、ランマ等）及び埋め戻しに用いている山砂(本体を傷つけない土質)。

(提出写真例 13)



## 10. スラブ打設工

- ・厚さは基礎コンクリートに準じる
- ・スラブのマンホールは必ず 10 mm以上の鉄筋で補強を行うこと。

(提出写真例 14)

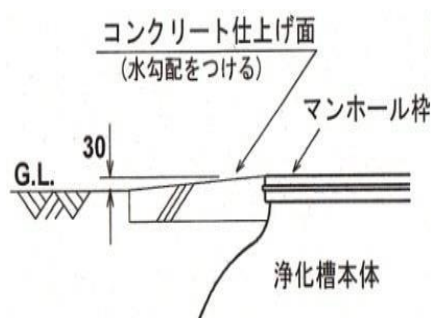


【写真のポイント】  
配筋の状況が分かるもの。ピッチが分かるスケールとともに写す。鉄筋下にスペーサーを設置する。上部スラブコンクリートの型枠、マンホール補強筋を設置。

(提出写真例 15)



【写真のポイント】  
コンクリート厚、幅、長さが分かるように、スケールとともに写す。

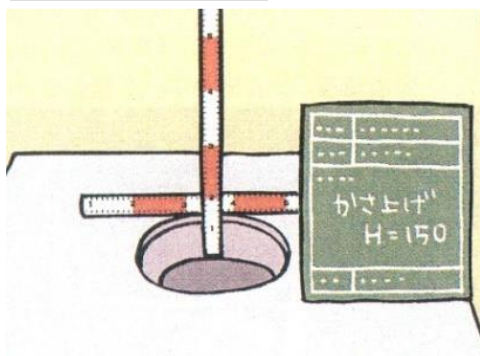


- ・上部スラブは原則として、地盤面より 3 cm 以上高くするなど、雨水の流入防止策を講ずること。
- ・上部スラブコンクリート上の雨水が、どちら側かに流れるかを施主と打合せをして、表面の勾配をつけること。
- ・上部コンクリートスラブの目的
  - ア. 維持管理時の作業を容易にする。
  - イ. 雨水が槽内部に侵入することを防ぐ。
  - ウ. 浮上防止のための下向きの力として作用する。

### 1 1. 嵩上げ工

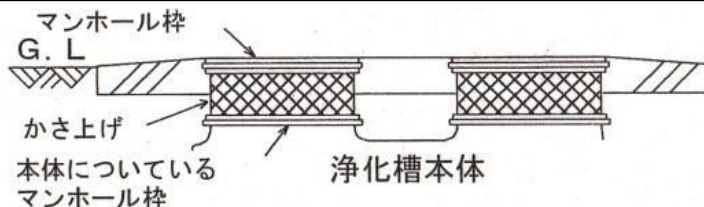
- ・ 嵩上げ高は 30 cm 以内とすることが適当。
- ・ 30 cm 以上となる場合は、ピット構造とする。

(提出写真例 16)



#### 【写真のポイント】

マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかが分かる写真を写す。そのためには、バルブか上端からマンホールの蓋までの距離が分かるようにスケールをあてた写真を写す。



### 1 2. 完成写真

- ・ 浄化槽全景を撮影すること。

(提出写真例 17)



#### 【写真のポイント】

浄化槽の上部及び周辺の状況、残土の処分や工事に後片付け等、工事が終了していること。

また、現場において、工事の竣工確認を行った浄化槽整備士が写っていること。

・ この他、当該事業の概要が分かるものとして着手前、竣工後の形式で浄化槽、宅内配管の写真を添付してください。

※ 標識看板・作業員・資機材・コメント等が入っていない写真を一部添付してください。

### 1 3. 配管工事施工上の

- ・ 管渠の勾配については、以下のとおりとする。

| 管径 (mm) | 勾配       |
|---------|----------|
| 65 以下   | 1/50 以上  |
| 75・100  | 1/100 以上 |
| 125     | 1/150 以上 |
| 150 以上  | 1/200 以上 |

配管の管径は  $\phi 100\text{mm}$  が望ましい。勾配は 2.0% 程度が望ましい。

- ・ 枡の設置位置は次の箇所とする。

管路の起点部、各排水の合流部、管路の屈曲点直線部分において延長が管径の 120 倍を超える場合に設置。

管路はできる限り短く、枡の数も少ないのが望ましい。

## 1 4. その他浄化槽事業関係法令(参考)

### 【登録】(法第 21 条)

・浄化槽工事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録（登録の有効期間は 5 年）を受けなければならない。

⇒【罰則】登録を受けないで浄化槽工事業を営んだ者は、1 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金に処する。

### 【浄化槽整備士の設置等】(法第 29 条)

・浄化槽工事業者は、営業所ごとに、浄化槽整備士を配置。

⇒【罰則】営業所において、浄化槽整備士が不在になったときは、2 週間以内に補充しなかった者は、30 万円以下の罰金に処する。

・浄化槽工事を行うときは、浄化槽整備士に実地に監督させなければならない。

・浄化槽整備士は、職務を行うときは、浄化槽整備士証を携帯しなければならない。

### 【標識の掲示】(法第 30 条)

・営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

⇒【罰則】標識を掲げない者は、20 万円以下の過料に処する。※その身分証を携帯しなければならない。

### 【帳簿の備付け等】(法第 31 条)

・浄化槽工事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

⇒【罰則】帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処する。

### 【指示等】(法第 32 条)

・都道府県知事は、浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすることができる。

・都道府県知事は、浄化槽業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

⇒【罰則】命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金に処する。

### 【清掃業の許可】(法第 35 条)

・浄化槽清掃業を営もうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。

・許可には、期限を付し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付する事ができる。  
(浄化槽の清掃)

浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。浄化槽の清掃は、清掃の技術上基準に従う。

⇒【罰則】許可を受けないで浄化槽清掃業を営んだ者は、1 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金に処する。

### 【標識の掲示】(法第 39 条)

・浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

⇒【罰則】標識を掲げない者は、20 万円以下の過料に処する。

### 【帳簿の備付け等】(法第 40 条)

・浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。



**【指示、許可の取消し、事業の停止等】（浄化槽法第 41 条法）**

・市町村長は、必要があると認めるときは、浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

⇒【罰則】許可を受けないで浄化槽清掃業を営んだ者は、1 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金に処する。

**【浄化槽整備士免状】（法第 42 条）**

・国土交通大臣による浄化槽設備士免状の交付要件

- ① 浄化槽整備士試験に合格した者
- ② 建設業法に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格した後、浄化槽工事に関して必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

**【浄化槽管理士免状】（法第 45 条）**

・環境大臣による浄化槽管理士の免状の交付要件

- ① 浄化槽管理士試験に合格した者
- ② 環境大臣の指定する者、講習の課程を修了した者。

**【名称の使用制限】（法第 47 条）**

浄化槽管理士でなければ、浄化槽管理士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

**【保守点検業の登録制度】（法第 48）**

・都道府県は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

・登録を受けた保守点検業者は、浄化槽管理士の資格を有する者を浄化槽の保守点検の業務に従事させなければならない。

・市町村長（保健所を設置する市及び特別区の長を除く。）は、第 1 項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者の業務に関し、違法又は不適正な事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

**※【保守点検業】**

浄化槽の保守点検業は、従来、法律上の許可等も必要としない自由業であったが、浄化槽法においては、都道府県知事等は、条例で登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができるとされている。

**【報告徴収、立入検査等】（法第 53 条）**

1. 当該行政庁は、法律の施行に必要な限度において、浄化槽の保守点検、清掃又は業務に関し報告させることができる。

（知事が報告を求められる者）

- ① 浄化槽管理者
- ② 浄化槽工事業業者
- ③ 浄化槽清掃業者
- ④ 浄化槽保守点検業者
- ⑤ 指定検査機関

⇒【罰則】

報告徴収に応じず、又は虚偽の報告をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

2. 当該行政庁は、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させることができる。

**【指定検査機関】（法第 57 条）**

・都道府県知事は、第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の水質に関する検査の業務を行う者を指定する。

⇒検査の手数料の額は、適当と認められる額であること。等



【別紙 2】

チ ャ ッ ク リ ス ト

| 検 査 項 目                                                                            | チェックのポイント                         | 確認欄                      |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 1 流入管きょ及び放流管の勾配                                                                    | 汚物や汚水の停滞がないか。                     | <input type="checkbox"/> |
| 2 放流先の状況                                                                           | 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。   | <input type="checkbox"/> |
| 3 誤接合等の有無                                                                          | 生活排水がすべて接続されているか。                 | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | 雨水や工場排水等が流入していないか。                | <input type="checkbox"/> |
| 4 柵の位置及び種類                                                                         | 起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ                                                      | 管の露出等により変形、破損のおそれはないか。            | <input type="checkbox"/> |
| 6 かさ上げの状況                                                                          | バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。       | <input type="checkbox"/> |
| 7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況                                                                | 保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。        | <input type="checkbox"/> |
| 8 漏水の有無                                                                            | 漏水が生じていないか。                       | <input type="checkbox"/> |
| 9 浄化槽本体の水平の状況                                                                      | 水平が保たれているか。                       | <input type="checkbox"/> |
| 10 接触剤の変形、破損、固定の状況                                                                 | 嫌気ろ床槽ろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変化や破損はないか。    | <input type="checkbox"/> |
| 11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況                                              | 各装置に変形や破損はないか。                    | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | しっかり固定されているか。                     | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | 空気の出方や水流に片よりはないか。                 | <input type="checkbox"/> |
| 12 消毒設備の変形、破損、固定の状況                                                                | 消毒設備に変形や破損はないか。                   | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | しっかり固定されているか。                     | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | 薬剤筒は傾いていないか。                      | <input type="checkbox"/> |
| 13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況                                                     | ポンプますに変形や破損はないか。                  | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | ポンプますに漏水のおそれはないか。                 | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | ポンプが2台以上設置されているか。                 | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。            | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | ポンプの固定が充分行われているか                  | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | ポンプの取り外しが可能か。                     | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。  | <input type="checkbox"/> |
| 14 ブローターの設置、稼働状況                                                                   | 防震対策がなされているか。                     | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | 固定が充分行われているか。                     | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | アースはなされているか。                      | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                    | 漏電のおそれはないか。                       | <input type="checkbox"/> |
| <p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p>担当浄化槽整備士氏名 印</p> <p>(浄化槽整備士免状の交付番号 )</p> |                                   |                          |

## チェックリスト判定要領

### 1 流入管きよ及び放流管きよの勾配

(確認の方法及び内容)

管きよの始点より、水を流して升等の管内が目視できる場所で確認する。

### 2 放流先の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 放流水路の水位上昇時のこん跡を見る、あるいは、聞き取り調査によって、水位が最大どこまで上昇するかを確認する。
- ② 放流水路の水位は、降雨や融雪により上昇する場合、かんがい期の水路の水位を上昇させる場合等があるので、留意する必要がある。

### 3 誤接合等の有無

(確認の方法及び内容)

- ① 台所、便所、洗濯、風呂場等の排水口から水を流してみる。
- ② 雨水、工場排水管をたどってみる。
- ③ 配管図面との確認を行うことが望ましい。

### 4 弁の位置及び種類

(確認の方法及び内容)

- ① 起 点 各排水が屋外に出た所に弁が設置されているか。
- ② 屈曲点 45° 以上の屈曲点、落差のある所に弁が設置されているか。
- ③ 合流点 2 系統以上の排水の合流点に弁が設置されているか。
- ④ 間 隔 直接部分においても管きよの点検や清掃が行える間隔に設置されているか。

### 5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ

(確認の方法及び内容)

配管上部の使用状況の聞き取りを行ったうえで、次の点の確認を行う。

配管の上部を人の通行等がある場合は、覆土がなされていること。

### 6 かさ上げの状況

(確認の方法及び内容)

- ① 保守点検時に、バルブ等の操作や、薬剤の補充を行えるように確実に手が届くこと。
- ② 漕内の外観（スカムの発生状況、接触ばっ気漕の水流、移流管等）の目視による点検が可能なこと。
- ③ 深埋めによって、より大きな土圧がかかり、本体及び内部設備の変形破損を生じるおそれがないこと。

維持管理を容易に行うことが出来るかさ上げの高さは、マンホールの高さやバルブの位置によって異なるが、①、②、③を考慮すると、当面おおむね 30 cm 以内とすることが適当と考えられる。なお 30 cm 以上となる場合には、ピット構造とする等の対策がいる。

## 7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況

(確認の方法及び内容)

保守点検、清掃を行うには、少なくとも浄化槽本体上部の空間が確保されていることが前提となる。

通常槽本地の変形、破損を防止するためコンクリートスラブを打つことが必要であるので、適正にコンクリートスラブが打たれていることを確認する。なお、上部の利用状況によっては、コンクリートスラブと基礎の間に支柱をたてる等の対策を講じて、荷重が直接浄化槽本体にかからないような対策を講ずる場合もある。

また、スラブを打つ時、マンホール蓋に余分なセメント等が入ることにより蓋が開かなくなることをないように十分注意する必要がある。

## 8 漏水の有無

(確認の方法及び内容)

槽内を満水状況にした後、24時間後の各室の水位を比べ、各室の水位差に変化が生じていないかを確認する。

## 9 浄化槽本体の水平の状況

(確認の方法及び内容)

水準器、槽内壁に示されている水準目安線、越流せき及び各室（槽）の水位、流入管底、放流管底との水位差により確認する。

## 10 接触材等の変形、破損、固定の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 目視により、接触材及び接触おさえ等に変形、破損はないかを調べる。
- ② 逆洗装置を稼働させるなどして接触材が動いたりすることは、ないかを確認する。

## 11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 目視により、送気管や汚泥移送管の変形破損はないか調べる。
- ② 固定については、水面上の配管部分を手でゆするなどして調べる。
- ③ ばっ気装置や、逆洗装置にあっては、実際に稼働させてみて気泡が均等に出るかどうか、また水流に片寄りがないかどうかを調べる。
- ④ バルブ操作による送気の切替えを行って十分な送る気が行えるかどうかを確認する。

また、空気の逃がしバブルがある場合は、バブル操作によって、送気量の調節が可能かどうかを確認する。

## 12 消毒設備の変形、破損、固定の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 消毒設備の変形、破損については、目視や実際に取り外して調べてみる。
- ② 薬剤筒が傾いたまま固定されていると、薬剤と水との接触が十分に行えないので、薬剤筒のスリットを通して接触が十分になされているかを、実際に水を流してみても目視で確認する。

### 13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況

（確認の方法及び内容）

- ① ポンプ升の変形、破損については、目視等で確認し、また漏水については、升の底板や、壁面の接合部分等から漏水のおそれが、本体と同様に、水張りを行った後、24時間後の水位との比較を行う。
- ② ポンプは、通常1台稼働で、もう1台は予備となるが、予備のポンプを設けておかないと故障時や異状時に多量の汚水が流入した時に対応できないため2台以上設置する必要がある。また、2台は、同一能力とし、普段から自動的に交互運転できることが望ましい。
- ③ ポンプの能力や、ポンプ升の容量が設計図書と同一であることを確認する必要がある。
- ④ ポンプは、固定が十分でないと、起動時や停止時に設置位置が動いてしまうことがあり、移送管の変形や、レベルスイッチの作動の妨げとなることがあるので、ガイドパイプ等で固定されているかどうかを確認する。
- ⑤ 特に原水ポンプでは、固定物等により目づまりを生じるおそれがあるため、保守点検時にポンプを引き上げて、ごみ等を取り除く必要がある。そのため、取り外しが容易に行えるかどうかを確認する。
- ⑥ ポンプ升の平面積が小さい場合には、フロート式スイッチを用いるとフロートが配管等にひっかかってしまいポンプの誤作動を生じることがある。そのため、ポンプを作動させてみて、フロート式スイッチが正しく作動できる状態にあるかどうかを調べる。正しく作動できないおそれの場合は、電極棒式のスイッチとする必要がある。

### 14 ブロワーの設置、稼働状況

（確認の方法及び内容）

- ① ブロワーに防振ゴム等がしっかりはめこまれているかどうかを確認する。建物の土台と縁切りされた土台に据え付けられていることが望ましい。また、固定が十分に行われていないと、振動によって、ブロワーが動いてしまい、送気管等の変形の原因となるおそれを生ずる。  
騒音についても、異常な金属音が生じていないかを調べる。
- ② ブロワーは、一般に野外に設置されるため、風雨等にさらされており、万一の漏電にそなえて、アースを必ず行う。また、電源は、防水型のスイッチ差込みコンセントとなっているかを確認する。

＊ 前各検査項目の良好な状態が確認された場合は、チェック欄にレ点を記入すること。

記載例（村長から申請者への文書）

第7号様式（第11条関係）

住 第 ○ ○ ○ ○ 号  
令和○○年○○月○○日

関川村大字下関○○○番地  
関 川 太 郎 様

関川村長

合併浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

令和○○年○○月○○日付けで、実績報告のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 ○,○○○,○○○円



記載例（補助対象者が村長に提出する文書）

実績報告書と同時に提出される場合は空欄をお願いします。

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

関川村長 様

補助対象者 住所 関川村大字下関〇〇〇番地

氏名 関川 太郎

印

合併浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け、住第〇〇〇〇号で額の確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 〇,〇〇〇,〇〇〇円

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 金融機関名 | 〇〇信用金庫          |
| 支店名   | 〇〇支店            |
| 預金種目  | 普通              |
| 口座番号  | 〇〇〇〇〇           |
| 口座名義人 | (フリガナ) セキカワ タロウ |
|       | 関川 太郎           |